

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤田雄山

## 広島県条例第五号

### 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「四、九九三人」を「四、七五三人」に改める。

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第二条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一八〇人」を「一六〇人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第三条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のよひに改正する。

第二条第一号中「五、四二七人」を「五、三六三人」に改め、同条第一号中「一五、二八九人」を「一五、一六一人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。